

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム（概要）

平成19年10月15日策定

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%（現状から倍増）以上』という政府の目標達成に向か、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

①安定供給

医療現場の声

発注から納品までに時間がかかることがある

等

国

- 少なくとも5年間は製造販売を継続、必要な在庫を確保
- 先発品が持つ医療上必要な全規格の取り揃え

等、これまでの取組の周知徹底

後発品
メーカー

○安定供給の指導の徹底

- ・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表 等

●納品までの時間短縮

- ・卸への翌日までの配送100%（19年度中）
- ・卸に在庫がない場合、卸への即日配送 75%（20年度中）

●在庫の確保

- ・社内在庫・流通在庫1か月以上（19年度中）
- ・品切れ品目ゼロ（21年度中）

②品質確保

医療現場の声

一部の後発品では、溶出性・血中濃度が先発品と異なるのではないか

等

国

○後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表

- ・注射剤等を対象に、**不純物に関する試験**を実施
- ・後発品の品質に関する**研究論文等を収集整理**し、また、「**後発医薬品相談窓口**」に寄せられた品質に関する**意見等を検討**の上、必要に応じ、**試験検査**を実施。（予算要求中）

○一斉監視指導の拡充・結果の公表（予算要求中）

- ・都道府県及び**国の立入検査**によるGMPに基づく指導
- ・**検査指定品目の拡充**

後発品
メーカー

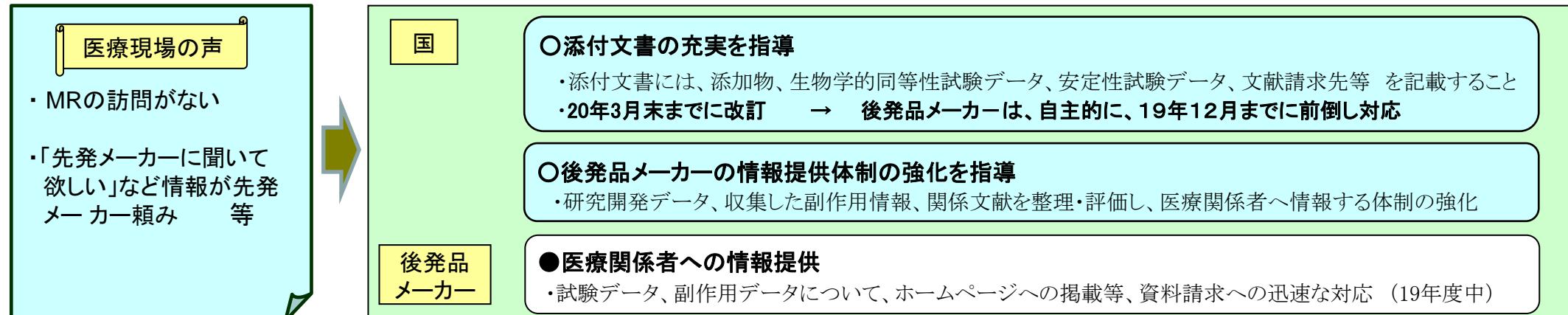
●品質試験の実施・結果の公表

- ・ロット毎に製品試験を実施（19年度中）
- ・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手（19年度中）

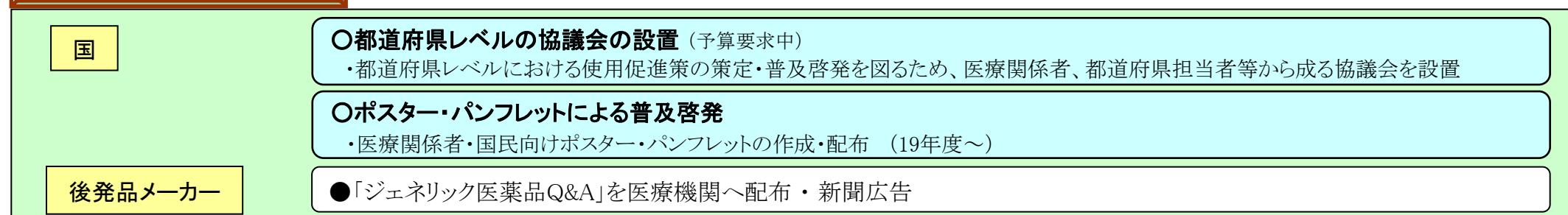
●関連文献の調査等

- ・関連団体の医薬工業協議会において、後発品の関連文献を調査・評価し、必要な対応を実施（19年度中）

③後発品メーカーによる情報提供



④使用促進に係る環境整備



⑤医療保険制度上の事項

